

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第6号

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用職員)</p> <p>第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定める職員は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、<u>次に掲げる職員を除く。</u></p> <p>(1) <u>大阪広域水道企業団公舎管理規程（平成26年大阪広域水道企業団訓令第1号）第2条の公舎又は国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者の居住の用に供するために設置し、若しくは借り受けた建物（以下「公舎等」という。）に居住している職員</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同</u></p>	<p>(適用職員)</p> <p>第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定める職員は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、<u>職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、<u>職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。</u></p>

様の事情にある者を含む。以下同じ。）、
父母又は配偶者の父母で、職員の扶養
親族たる者以外のものが所有し、又は
借り受け、居住している住宅並びに企
業長がこれらに準ずると認める住宅の
全部又は一部を借り受けて当該住宅に
居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第8条第2号の企業長が定める住宅は、第2条第1号の公舎等及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 (略)

(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号)第5条第3項に該当する職員(以下「単身赴任手当権衡職員」という。)で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(職員以外の方
地方公務員、国家公務員又は同条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつた住宅(前条に規定する公舎等及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(2) 条例第10条第1項に規定する単身赴任手当の支給を受けない職員のうち、職務の遂行上住居に制約を受けざるを得ないと認められる職にある職員となつたことに伴い、職務の遂行上住居を移転した職員で、当該移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する公舎等及び住宅を除く。)を、企業長の定める特別の事情により引き続き借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え)

第10条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号)第2条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程(平成29年大阪広域水道企業団管理規程第12号)附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第8条第2号の企業長が定める住宅は、第2条ただし書に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 (略)

(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号)第5条第3項に該当する職員(以下「単身赴任手当権衡職員」という。)で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(職員以外の方
地方公務員、国家公務員又は同条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつた住宅(前条に規定する住宅を除く。))又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(2) 条例第10条第1項に規定する単身赴任手当の支給を受けない職員のうち、職務の遂行上住居に制約を受けざるを得ないと認められる職にある職員となつたことに伴い、職務の遂行上住居を移転した職員で、当該移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)を、企業長の定める特別の事情により引き続き借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え)

第10条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条中「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号)第2条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程(平成29年大阪広域水道企業団管理規程第12号)附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員

の扶養手当に関する規程（平成23年大阪 広域水道企業団管理規程第18号）第2条」 <u>と読み替えるもの</u> とする。	養手当に関する規程（平成23年大阪広域 水道企業団管理規程第18号）第2条」と する。
---	---

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。